主 文

本件各上告を棄却する。

理 由

被告人両名弁護人鬼形六七八の上告趣意(後記)は、単なる訴訟法違反及び量刑 不当を主張するに過ぎないものであり刑訴四〇五条に該当しない。また記録を精査 しても、同四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて刑訴施行法三条の二刑訴法四〇八条により主文のとおり判決する。この判決は、裁判官全員一致の意見である。

昭和二六年一〇月二五日

最高裁判所第一小法廷

郎		Ξ	松	岩	裁判長裁判官
郎	治	竹	田	沢	裁判官
毅			野	眞	裁判官
輔		悠	藤	齋	裁判官